

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（生涯学習文化財課）

### 一 趣旨

市町村への権限移譲の推進を図るため、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を川口市が処理することとともに、川口市の中核市移行に伴う規定の整備をするための改正

### 二 内容

(一) 川口市が処理することとする事務 二事務

ア 県指定有形文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に係る許可等

イ 県指定有形文化財等の公開の届出の受理等

(二) 川口市の中核市移行に伴う規定の整備

### 三 施行期日

平成三十年四月一日